

在留邦人の皆様へ

平成26年2月3日
在パナマ日本大使館

大使館からのお知らせ

件名:外国人を含む当国居住未成年者(18歳未満)の出国について(改訂版)

※本お知らせは、平成24年8月21日及び平成25年12月11日付でお送りした同件名のお知らせを、入国管理当局から得た情報を元に一部修正したものです(修正箇所は下線にて明示)。

とりわけ18歳未満のお子様がいいらっしゃる御家庭におかれましては、重要なお知らせですので、内容を十分御確認いただきますようお願い申し上げます。

昨今、外国人を含む当国居住未成年者(18歳未満)の出国審査が厳しくなっているようですので、改めて、以下のとおりご案内申し上げます。本件は、両親とも日本人である場合も対象となり、未成年者が両親とともに出国する場合も対象となりますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、旅行者等、短期滞在者につきましては、本件措置の対象外となります。

<外国人を含む当国居住未成年者(18歳未満)の出国に必要な書類>

近年のグローバル化に伴う国際結婚が急激に増加していますが、海外に居住していた日本人が配偶者の同意無しに子供を連れ帰ったことで、外国において犯罪とされた事例があります。これは、国境を越えて不法に連れ去られた子の返還の仕組みなどを定める「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」において、その締結国は国内法上、一方の親のみによる子の居所移動について違法行為と定めている、または何らかの制約が課されている場合があると言われ、当国(パナマ)もこの条約を締結しています。

当国の場合は、2008年8月26日に新たに施行された移民法以降、人身売買禁止条約及び国際組織犯罪防止条約人身取引議定書等に基づく人身売買防止のために、政府は国際結婚に関係なく、外国人を含む当国居住未成年者(18歳未満)が出国する際

には、下記の書類を携行するように義務づけておりますのでご注意ください。
(但し、外交・公用査証を付与されている方は対象外です。)

1. 両親とともに出国する場合

(1) 出生証明書(注)

2. 両親のうち、どちらか一方の親と出国する場合

(1) 出生証明書

(2) 同行しない一方の親が発出する出国許可レター(公証人による認証付き)

(3) 既に一方の親が他界している場合は、他界した親の死亡証明書

(4) 上記(3)を除き、その他一方の親が発出する出国許可レターによらない場合は、裁判所の許可書

3. 両親以外の第三者、もしくは未成年者のみで出国する場合

(1) 出生証明書

(2) 両親が発出する出国許可レター(公証人による認証付き)

上記以外に及び具体的な案件が生じた際には、事前に弁護士等にご相談ください。

(注)①出生証明書につきましては、当館で申請可能ですので、当館 HP の該当ページ (<http://www.panama.emb-japan.go.jp/jp/consular-affairs/?p=shomei-jikou>) を御確認ください。

②パナマで出生された方につきましては、パナマ政府発行の出生証明書も利用可能です。

③原則、出国審査時に同証明書原本若しくは事前に公証役場にて公証された証明書写しを入管当局に提出する必要がありますので、ご注意ください(担当官によっては、提出ではなく提示を求めただけの場合もあるようです)。

(了)